

2022年 明石海峡及び付近における  
「2そう曳き漁業」盛漁期間中の航行安全対策

1. 安全対策

航路内の安全が確保されるまで航路への入航は行わない。

(1) 航路入航調整

水先人嚮導船舶は、原則として日出30分前から正午頃までの漁業盛漁時間帯を避けて明石海峡航路を航行できるよう時間調整する。

注：航行可能な時間帯

- ・日出30分前までに航路OUTする場合。

明石海峡航路を昼以降の通峡となる危険物積載船においては、仕向け地において日没時間迄に到達しない恐れがあり、当日の当該港入港を港長により認められないこともあることから、出来る限り日出30分前までの明石海峡航路通航が望ましい。

(2) 航路入航可否の判断

嚮導水先人は、大阪マーチス、巡視艇の情報等を基に本船船長と打合せ、航路入航の可否を判断する。

(3) 進路警戒船について

- ① 日出30分前から正午までの間に明石海峡航路を航行する水先人が乗船する全船舶に対し、進路警戒船を配備する。
- ② 正午以降であっても漁業操業が行われている場合、警戒業務も延長して行う。
- ③ 警戒業務前の航路内調査は行わない。
- ④ 海上交通安全法に定める全長200m以上の危険物積載船及び全長250m以上の巨大船については従来通りとし、追加配備は行わない。

2. 操業時間、漁期及び休漁日

(1) 操業開始日

漁協による試験操業実施後、関係者の打ち合わせにより操業開始日が決定されるため、操業開始情報を入手次第、改めて速報にて周知する。

(2) 漁業操業時間

① 操業開始時間：操業は日出時から開始されるが、約30分前から航路付近に出る。

② 操業終了時間：通常、正午頃までだが、不漁の場合は正午を過ぎても操業が続くことがある。

操業が続いている場合には警戒船の配備を延長する。

(3) 操業期間：操業開始から約1ヶ月

(4) 休漁日：毎週日曜日（休漁日は安全対策除外日）

(5) 安全対策終了日

操業状況により関係者との打ち合わせにより決定し、速報にて周知する。

(6) 参 考　：2021年航行安全対策実施期間　3月　6日～3月20日  
          2020年航行安全対策実施期間　2月29日～3月　6日  
          2019年航行安全対策実施期間　3月　5日～3月19日  
          2018年航行安全対策実施期間　2月26日～3月22日

3. 操業情報入手方法

- インターネットによる受信

<https://www6.kaiho.mlit.go.jp/osakawan/>

※ 上記の操業図は通常1時間毎であるが、いかなご漁期間中は毎時00分頃と30分頃の2度更新される。

4. 状況により上記安全対策を変更することがある。

以 上